

千葉県告示第422号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イの規定により定めた基準の一部を改正したため、告示します。

令和6年5月24日

千葉市長 神谷俊一

千葉県介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準

（趣旨）

第1条 この基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イの規定に基づき、第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額の算定に関する基準を定めるものとする。

（費用の額等）

第2条 第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める1単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。

（1）第1号訪問事業 11.05円

（2）第1号通所事業 10.68円

2 前項の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

この基準は、平成30年5月1日から施行する。

この基準は、平成30年10月1日から施行する。

この基準は、令和元年10月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

この基準は、令和4年10月1日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年6月1日から施行する。

別表 第1号訪問事業及び第1号通所事業単位数表

第1 第1号訪問事業

1 訪問介護相当サービス費

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

ア 1週に1回程度の場合 1, 176単位

イ 1週に2回程度の場合 2, 349単位

ウ 1週に2回を超える程度の場合 3, 727単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位

イ 生活援助が中心である場合

(ア) 所要時間20分以上45分未満の場合 179単位

(イ) 所要時間45分以上の場合 220単位

ウ 短時間の身体介護が中心である場合 163単位

注1 利用者に対して、訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防サービス計画(指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注2 (2)については、1月につき、(1)ウに掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

注3 (2)イについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画(指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行

うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

注4 (2)ウについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

注5 (1)並びに(2)ア及びウについては、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注6 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第129の6号の基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注7 大臣基準告示第129の7号の基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注8 訪問介護相当サービスにおいて、事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問介護相当サービス事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定す

る。ただし、大臣基準告示第129の8号の基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注10 (1)について、利用者が一の訪問介護相当サービス事業所において訪問介護相当サービスを受けている間は、当該訪問介護相当サービス事業所以外の訪問介護相当サービス事業所が訪問介護相当サービスを行った場合に、訪問介護相当サービス費は、算定しない。

(3) 初回加算 200単位

注 訪問介護相当サービス事業所において、新規に訪問介護相当サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行った場合又は当該訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問介護相当サービスを行った日の属する月に訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(4) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づ

き、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護相当サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注 2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護相当サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問介護相当サービス計画に基づく訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(5) 口腔連携強化加算 50単位

注 大臣基準告示第129の9に適合しているものとして市長に届け出た指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(6) 介護職員処遇等改善加算

注 1 大臣基準告示第 130 号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（１）から（５）までにより算定した単位数の 1000 分の 245 に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（１）から（５）までにより算定した単位数の 1000 分の 224 に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（１）から（５）までにより算定した単位数の 1000 分の 182 に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
（１）から（５）までにより算定した単位数の 1000 分の 145 に相当する単位数

注 2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、大臣基準告示第 130 号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た訪問介護相当サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対して訪問介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１）（１）から（５）までにより算定した単位数の 1000 分の 221 に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２）（１）から（５）までにより算定した単位数の 1000 分の 208 に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３）（１）から（５）までにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４）（１）から（５）までにより算定した単位数の 1000 分の 187 に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）（１）から（５）まで

により算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）（1）から（5）まで
により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）（1）から（5）まで
により算定した単位数の1000分の163に相当する単位数
ク 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）（1）から（5）まで
により算定した単位数の1000分の158に相当する単位数
ケ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）（1）から（5）まで
により算定した単位数の1000分の142に相当する単位数
コ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）（1）から（5）まで
により算定した単位数の1000分の139に相当する単位数
サ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（11）（1）から（5）まで
により算定した単位数の1000分の121に相当する単位数
シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12）（1）から（5）まで
により算定した単位数の1000分の118に相当する単位数
ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13）（1）から（5）まで
により算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14）（1）から（5）まで
により算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2 生活援助型訪問サービス費

（1）生活援助型訪問サービス費（Ⅰ） 207単位

（2）生活援助型訪問サービス費（Ⅱ） 255単位

注1 利用者に対して、生活援助型訪問サービス事業所の従事者が、生活援助型訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、（1）及び（2）1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。なお、算定された単位数の合計は1月につき4080単位以内とする。

ア 生活援助型訪問サービス費（Ⅰ） 要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、所要時間20分以上45分未満の生活援助型訪問サービスを行った場合

イ 生活援助型訪問サービス費（Ⅱ） 要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、所要時間45分以上の生活

援助型訪問サービスを行った場合

注 2 生活援助型訪問サービスにおいて、同一敷地内建物等に居住する利用者（生活援助型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は生活援助型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、生活援助型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、生活援助型訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、生活援助型訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する生活援助型訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（生活援助型訪問サービス事業所における1月あたりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、生活援助型訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注 3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活援助型訪問サービス費は、算定しない。

第2 第1号通所事業

1 通所介護相当サービス費

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

ア 要支援1 1, 798単位

イ 要支援2 3, 621単位

(2) 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

ア 要支援1 436単位

イ 要支援2 447単位

(3) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（短時間）（1月につき）

ア 要支援 1 1, 259 単位

イ 要支援 2 2, 535 単位

(4) 1 週当たりの標準的な回数を定める場合 (短時間) (1 回につき)

ア 要支援 1 305 単位

イ 要支援 2 313 単位

注 1 千葉県介護予防・日常生活支援総合事業で実施する第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業に係る人員、設備及び運営等に関する基準 (以下「第 1 号事業指定基準」という。) 第 3 章に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、通所介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、(1) 及び (3) については 1 月につき、(2) 及び (4) については 1 回につき、それぞれ所定単位数を算定する。また、(1) 及び (2) は、介護予防サービス計画及びケアプランに定められた所要時間が 3 時間以上の場合、(3) 及び (4) は介護予防サービス計画及びケアプランに定められた所要時間が 2 時間以上 3 時間未満の場合に算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法 (平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 27 号。以下「算定方法等告示」という。) 第 23 号イ又はロに定める表の上欄に掲げる基準に該当する場合は、それぞれの表の下欄に掲げるところにより算定する。

注 2 (2) ア及び (4) アについては、1 月につき 4 回、(2) イ及び (4) イについては、1 月に 8 回を限度として、所定単位数を算定する。

注 3 大臣基準告示第 131 の 3 号の基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 4 大臣基準告示第 131 の 4 号の基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小

規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注 6 (1) 及び (3) について、利用者が一の通所介護相当サービス事業所において通所介護相当サービスを受けている間は、当該通所介護相当サービス事業所以外の通所介護相当サービス事業所が通所介護相当サービスを行った場合に、通所介護相当サービス費は、算定しない。

注 7 通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該通所介護相当サービス事業所に通う者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1) ア及び(3) ア 376単位

イ (1) イ及び(3) イ 752単位

ウ (2) 及び(4) 94単位

注 8 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位((1)ア又は(3)アを算定している場合は1月につき376単位を、(1)イ又は(3)イを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

(5) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所介護相当サービス計画を作成していること。

イ 通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(6) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(7) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談

員その他の職種の者（（８）の注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が算定方法等告示第２３号イ又はロに定める表の上欄に掲げる基準に該当しない通所介護相当サービス事業所であること。

（８）栄養改善加算 ２００単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、１月につき所定単位数を加算する。

ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を１名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が算定方法等告示第２３号イ又はロに定める表の上欄に掲げる基準に該当しない通所介護相当サービス事業所であること。

（９）口腔機能向上加算

注 大臣基準告示第１３２号に適合しているものとして市長に届け

出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的实施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び（15）において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

（10）一体的サービス提供加算 480単位

注 大臣基準告示第133号に適合しているものとして、市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、（8）又は（9）を算定している場合は、算定しない。

（11）サービス提供体制強化加算

注 大臣基準告示第135号に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（ア）要支援1 88単位

（イ）要支援2 176単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（ア）要支援1 72単位

（イ）要支援2 144単位

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

（ア）要支援1 24単位

（イ）要支援2 48単位

(12) 生活機能向上連携加算

注 大臣基準告示第15号の2に適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。え

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

(13) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 大臣基準告示第107号の2に適合する通所介護相当サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

(14) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状態等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所介護相当サービス計画を見直すなど、通所介護相当サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所介護相当サービスを適切かつ有効に提供するために必要な

情報を活用していること。

(15) 介護職員等処遇改善加算

注1 大臣基準告示第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、大臣基準告示第136号に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た通所介護相当サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1)から(14)までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

- オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５）（１）から（１４）まで
により算定した単位数の１０００分の６５に相当する単位数
- カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６）（１）から（１４）まで
により算定した単位数の１０００分の６３に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７）（１）から（１４）まで
により算定した単位数の１０００分の５６に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８）（１）から（１４）まで
により算定した単位数の１０００分の６９に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９）（１）から（１４）まで
により算定した単位数の１０００分の５４に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０）（１）から（１４）まで
により算定した単位数の１０００分の４５に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１）（１）から（１４）まで
により算定した単位数の１０００分の５３に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２）（１）から（１４）まで
により算定した単位数の１０００分の４３に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３）（１）から（１４）まで
により算定した単位数の１０００分の４４に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４）（１）から（１４）まで
により算定した単位数の１０００分の３３に相当する単位数

２ ミニデイ型通所サービス費

- （１）ミニデイ型通所サービス費（１）（１月につき） １， 7 9 8 単位
- （２）ミニデイ型通所サービス費（２）（１月につき） 3， 4 6 5 単位
- （３）ミニデイ型通所サービス費（３）（１回につき） 3 8 5 単位
- （４）ミニデイ型通所サービス費（４）（短時間・１月につき） 1， 2 5
9 単位
- （５）ミニデイ型通所サービス費（５）（短時間・１月につき） 2， 4 2
6 単位
- （６）ミニデイ型通所サービス費（６）（短時間・１回につき） 2 7 0
単位

注 1 第 1 号事業指定基準第 5 章に適合しているものとして市長に届け
出た指定ミニデイ型通所サービス事業所において、指定ミニデイ型

通所サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、(1)、(2)、(4)及び(5)については1月につき、(3)及び(6)については1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。また、(1)から(3)は、介護予防サービス計画及びケアプランに定められた所要時間が3時間以上の場合、(4)から(6)は介護予防サービス計画及びケアプランに定められた所要時間が2時間以上3時間未満の場合に算定する。ただし、利用者の数又は介護職員の員数が算定方法等告示第23号をミニデイ型通所サービスに読み替え、イ又はロに定める表の上欄に掲げる基準に該当する場合は、それぞれの表の下欄に掲げるところにより算定する。

ア ミニデイ型通所サービス費(1)及びミニデイ型通所サービス費(4)

介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に1回程度のミニデイ型通所サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援1又は要支援2である者に対して1月のサービス提供回数が5回以上ミニデイ型通所サービスを行った場合

イ ミニデイ型通所サービス費(2)及びミニデイ型通所サービス費(5)

介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度のミニデイ型通所サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援2である者に対して1月のサービス提供回数が9回以上ミニデイ型通所サービスを行った場合

ウ ミニデイ型通所サービス費(3)及びミニデイ型通所サービス費(6)

介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に1回程度のミニデイ型通所サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援1又は要支援2である者に対して1月のサービス提供回数が4回以下ミニデイ型通所サービスを行った場合又は介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度のミニデイ型通所サービスが必要とされた要支援状態区分が要支援2である者に対して1月のサービス提供回数が8回以下ミニデイ型通所サービスを行った場合

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介

護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、ミニデイ型通所サービス費は、算定しない。

注 3 ミニデイ型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又はミニデイ型通所サービス事業所と同一建物から当該ミニデイ型通所サービス事業所に通う者に対し、ミニデイ型通所サービスを行った場合は、1月または1回につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア (1) 及び (4) 376 単位

イ (2) 及び (5) 752 単位

ウ (3) 及び (6) 94 単位

注 4 利用者に対して、その居宅と指定ミニデイ型通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（(1)又は(4)を算定している場合は1月につき376単位を、(2)又は(5)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注3を算定している場合は、この限りでない。